



資料 2

新宿区自転車等の  
適正利用と駐輪対策に  
関する総合計画の改定  
(中間見直し) について

新宿区

Shinjuku Cycle Plan

本日の説明		2
1. 計画の改定について	スライド番号	3~7
2. 現行計画（前期）の取組状況について		8~19
3. 改訂する計画（後期）の基本方針と方向性		20~26
・（参考）本日協議いただきたい事項		27

3

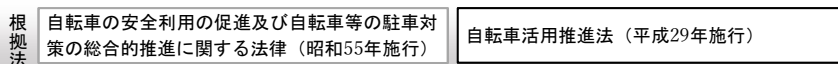
# 1. 計画の改定について

## 1-① 現行計画について

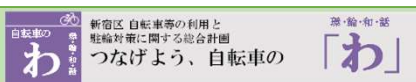
4

### 【現行計画】

- 区では平成30年2月に自転車に関する2つの法律に基づき、現行計画である「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」（以下、「自転車総合計画」という。）を策定



### 【平成30年2月】 新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（平成30年度～令和9年度）策定



### 【計画の目的】

- ・ 自転車等の適正利用の推進
- ・ 自転車の通行環境の改善の推進
- ・ 駐輪環境の改善の推進

快適な都市環境の維持・向上を図る

平成30年度から計画に基づき取り組みを実施

## 1-① 計画の改定（中間見直し）について

5

## 改定視点

①【計画（前期）の進捗 5年目】 ・自転車ネットワーク計画の策定 （自転車通行空間整備の推進） ・民間事業を活用した駐輪場整備 ・・・など	②【国・都の計画改定】 ・国の自転車活用推進計画改定 （R3.5） ・都の自転車活用推進計画改定 （R3.5）	③【社会情勢の変化】 ・コロナ禍による社会情勢の変化 ・自転車利用の多様化 ・電動キックボード等の新たなモビリティ ・・・など
---	---	---



①の進捗を踏まえて、施策や目標の見直し ※現行計画書p59参照

②③の変化を踏まえて、自転車活用の視点を強化し、  
自転車活用推進計画として新たに位置づけ

## 新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（改訂版）

新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画

新宿区自転車ネットワーク計画（H30.3策定）

自転車活用推進計画としての位置づけ  
（自転車活用の視pointsの強化）

## 1-② 2つの法律に基づく法定計画

6

- 本計画は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法）」と「自転車活用推進法」の2つの法に基づく法定計画と位置付けます。
- 計画改定に当たっては、国や都の自転車活用推進計画を踏まえ、改定を進めるものとします。

## 自転車法（昭和55年）

自転車に係る道路交通環境の整備や交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関して必要な措置を定めた法律

- 一 総合計画の対象とする区域
- 二 総合計画の目標及び期間
- 三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要
- 四 第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者の講ずる措置
- 五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
- 六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
- 七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

## 自転車活用推進法（平成29年）

自転車活用による環境負荷の低減、災害時の交通機能の維持、健康の増進等を図るため、自転車活用推進の基本理念を定め、総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律

- 自転車活用推進計画を立案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（努力義務）  
※自転車法と異なり、記載すべき事項の記載はない

■国・都の自転車活用推進計画  
（ともに平成31年に策定、令和3年5月に改訂）

国 第2次自転車活用推進計画（R3.5改定）

東京都自転車活用推進計画（R3.5改定）

## 1-③ 東京都自転車活用推進計画について

7

- 令和3年改訂の都自転車活用推進計画では【環境形成】【健康増進】【観光振興】【安全・安心】の4つの方針を位置付けており、新たに「自転車活用推進重点地区」が指定されました。
- 区内では重点地区として都庁周辺が位置づけられており、都と連携して自転車活用に取り組んでいきます。

都の自転車活用推進計画（令和3年改訂）の基本方針

### 環境形成 ～様々な場面で自転車が利用される将来

- ・ 自転車通行空間等の計画的な整備推進
- ・ 総合的な駐車施策の推進
- ・ 自転車シェアリングの普及促進 …他4施策

### 健康増進 ～自転車で心身共に充実した日常生活が送れる将来

- ・ サイクルスポーツ振興の推進
- ・ 健康づくりの推進
- ・ 自転車通勤等の促進

### 観光振興 ～国内外の旅行者が自転車で観光を楽しめる将来

- ・ 国際的なサイクリング大会等の開催
- ・ サイクリング環境の創出
- ・ 観光への自転車の活用

### 安全・安心 ～安全・安心に自転車が通行できる将来

- ・ 安全性の高い自転車普及の促進
- ・ 自転車の点検整備の促進
- ・ 自転車の安全利用の促進 …他2施策

### 自転車活用推進重点地区（新宿エリア）

都庁周辺の先行推進重点地区の範囲



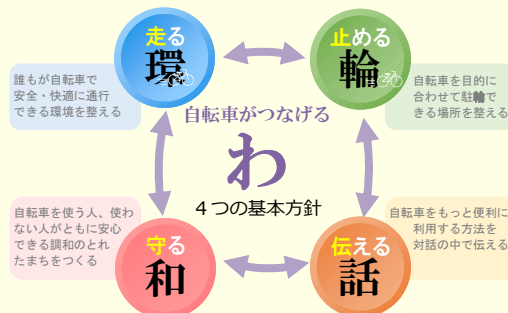
### 区の考え

都の計画を踏まえ、「環境」「健康」「観光」「防災」の4つの視点及び重点地区の都との連携について、改訂にあわせて追加

8

## 2. 現行計画（前期）の取組状況について

【基本方針】つなげよう、自転車の「わ」



走る環

## 2-①【走る】 自転車通行環境の整備

9

現行計画P26 施策A-①②

**■自転車ネットワークの整備（新宿区自転車ネットワーク計画に基づく整備）**

- 現行計画に基づき平成31年3月に新宿区自転車ネットワーク計画を策定
- ネットワーク計画に基づき計画的に整備を進めています。

**整備延長の推移**

年度	整備延長 (km)
H29	4.9
H30	4.9
R1	7.0
R2	12.0
R3	16.2

**区道の整備時期別自転車ネットワーク図**

ネットワーク路線100.6km (うち区道46.3km)

走る環

## 2-①【走る】 自転車シェアリングの拡充

10

現行計画P29、30 施策B-①②

**■「新宿区自転車シェアリング」事業のポート数・自転車台数**

平成28年に自転車シェアリング事業を開始し、ポート及び自転車の確保を中心に、運営する㈱ドコモ・バイクシェア社と連携し事業を進めています。

**シェアサイクルポート数・自転車台数**

年度	ポート数	自転車台数
H28	34	300
H29	47	750
H30	85	1200
R1	82	1305
R2	89	1305
R3	91	1305

**新宿区自転車シェアリングポート91箇所 (R4.3時点)**

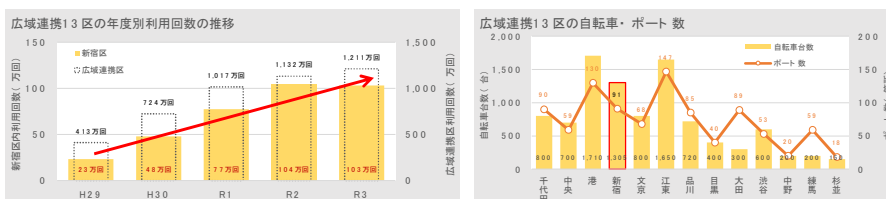
新宿区内のポート (黄色)

## 2-① 自転車シェアサイクルの利用状況

11

現行計画P29、30 施策B-①②

- シェアサイクルの利用回数は、コロナ禍においても増加傾向にあります。
- 区民の新たな交通手段の一つとして定着してきました。
- 広域連携区も、新宿区が参画した平成28年10月時点の5区から13区に拡大しています。



## 2-② 【止める】 自転車等駐輪場について

12



現行計画P31 施策C-①、②D-②

### ■自転車等駐輪場の民間事業者を活用した整備運用の実施

- 区では令和3年度に新宿区の東部エリア、令和4年度より西部エリアにおいて、民間事業者を活用した駐輪場の整備運用を進めています。
- 今後、利用実態等も踏まえながら、民間の活力を活用し「利用しやすい駐輪場の提供」を進めていきます。

西部エリア R4年度～（新宿駅、高田馬場駅等）

【事業者】 NCDグループ共同企業体

東部エリア R3年度～（四ツ谷駅、早稲田駅等）

【事業者】 サイカパーキング株式会社

#### <利用しやすい駐輪場の整備>

- ・ 時間利用の駐輪場の拡充



#### <利便性の向上>

- ・ インターネットで駐輪場の満空情報を配信
- ・ ICカード決済



13

## 2-②【止める】附置義務駐輪場制度の見直し（特例制度）


現行計画P34 施策D-①

### ② 自転車等駐輪場の規模の特例

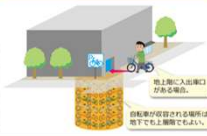
平成31年1月1日施行

#### A: 地上階への設置又は立体全自動機械式駐輪場等の設置 削減割合 50%

■地上階への設置イメージ  
道路や敷地内から直接出入できる「地上階」に駐輪場を設置する場合、50%の規模の削減が適用されます。




■立体全自動機械式駐輪場のイメージ  
道路や敷地内から直接出入できる場所に、立体全自動式駐輪場の出入口を設置する場合、50%の規模の削減が適用されます。




#### C: エレベーターなど、自転車専用の昇降施設の設置 削減割合 25%

地上階以外の駐輪場で自転車専用の昇降施設を設置する場合、25%の削減の適用がされます。  
なお、昇降施設は自転車専用のもので、貨物運搬や一般も利用するなどの兼用を前提とした施設は、対象として認められません。また、昇降施設の出入口は、地上階からアクセスできる場所に設置することを基本とします。



#### B: 上下階（2F・B1F）への設置 削減割合 25%


2階もしくは地下1階の上下階に駐輪場を設置した場合、25%の規模の削減が適用されます。



2階（もしくは地下下階）までスロープ等でアクセスできる。昇降施設は、自転車専用でなくてもよい。

#### D: 有料の場合に、無料時間を設定した場合（最低1時間無料） 削減割合 25%

多くの駐輪場利用者への対応を想定し、有料駐輪場の場合に、1時間以上の無料時間を設定した場合は、25%の規模の削減が適用されます。なお、全時間を無料とした場合は、対象になりません。



**備考** 複数の特例の要件を満たし、削減割合が50%を超える場合であっても、最大で50%までの削減割合となります。

特例適用を含めた算出例は、次ページを参照

◎ 利用者の利便性向上のための取り組みをした場合は、義務付けられている整備台数を削減

14

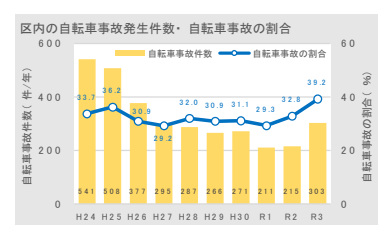
守  
和

## 2-③【守る】自転車事故の発生状況

### ■区内で発生した自転車事故の状況

- 区内での自転車事故は堅調に減少してきましたが、令和2年以降増加に転じています。
- 自転車事故は新宿駅等のターミナル駅周辺で多くなっていますが、住宅地等でも発生も見られます。

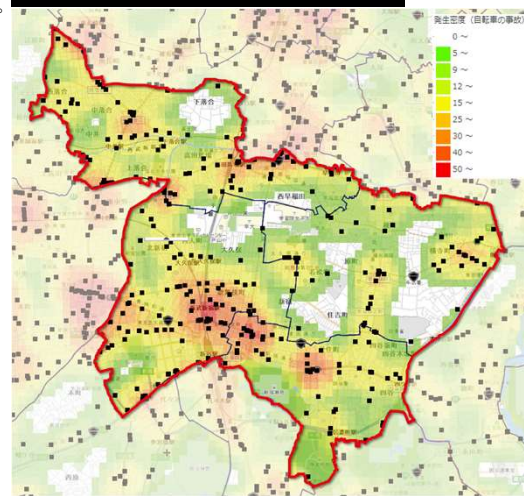
#### 区内の自転車事故発生件数・自転車事故の割合



年度	発生件数	割合 (%)
H24	541	43.7
H25	508	36.2
H26	371	28.9
H27	295	23.2
H28	287	22.6
H29	266	20.9
H30	271	21.1
R1	215	16.8
R2	303	23.8
R3	392	30.2

※ R2、3年で増加した理由については検証します。

#### 区内で発生した自転車事故の発生場所（令和3年中）



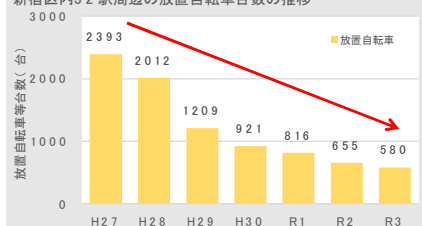
## 2-③【守る】放置自転車の撤去保管及び返還の仕組みの見直し

現行計画P41 施策E-④

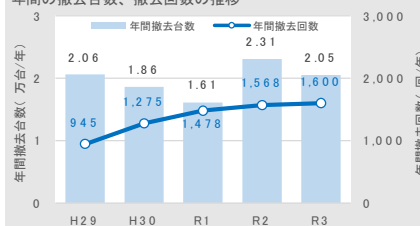
## ■効果効率的な放置自転車対策の推進

- 放置自転車の撤去、保管、返還に関する業務について、令和2年度より民間への一括委託を行い、効率化と、休日撤去や24時間365日対応のコールセンター設置等の利便性向上を図りました。

新宿区内32駅周辺の放置自転車台数の推移



年間の撤去台数、撤去回数推移



## 2-③【守る】令和3年度の交通安全教育の取組

現行計画P42~44 施策F-①~④

- 自転車事故の減少に向けて、幼児や小学生~中学生、高齢者などを中心に、従前より実施している交通安全教育の取組を継続して実施しています。令和3年度の主な取組は以下の通りです。
- ただし、コロナ禍によるイベント等の中止など、教育機会が減少している状況が見られます。

## 幼児交通安全教室

【対象】 保育園児・幼稚園児等  
 【内容】 交通安全講話、歩行訓練等  
 【実施】 幼稚園・保育園、区、警察  
 【回数】 33回  
 【参加】 1,497人



## 子ども交通安全教室

【対象】 小学生、保護者等  
 【内容】 講話、実技、自転車点検等  
 【実施】 小学校、PTA、警察、自転車商  
 【回数】 19回  
 【参加】 1,765人



## スケアード・ストリート

【対象】 中学校、一般区民、教員等  
 【内容】 講話  
 スタントマンの事故再現  
 【実施】 中学校、区、警察署  
 【回数】 4回  
 【参加】 1,262人



## 高齢者のつどい（啓発行事）

【対象】 77歳以上の区民（敬老会）  
 【内容】 式典、講話、アトラクション  
 【実施】 コロナ禍を受け中止  
 【回数】 -  
 【参加】 -



## 交通安全パレード

【対象】 一般区民等  
 【内容】 パレードでの交通安全啓発等  
 【実施】 区、警察署、交通安全協会  
 【回数】 コロナ禍を受け中止  
 【参加】 各種団体



## 地域センター等での啓発

【対象】 イベント参加者  
 ・地域センターまつり  
 ・ふれあいフェスタ  
 ・アトムフェスタ  
 ・子育てメッセ など  
 【内容】 啓発物配布、シミュレータ体験  
 【実施】 区、警察署、シェアサイクル事業者 など  
 ※コロナ禍を受け中止や縮小



伝える話

## 2-④ 【伝える】適切な利用促進への情報提供

17

### ■適切な自転車活用に繋がる様々な取組みの実施・支援

- 令和2年4月からの都の自転車保険の加入義務化に合わせて保険加入促進を図るとともに、自転車に関するイベントへの支援や、都の新たな重点地区事業での連携等を進めてきました。

#### 自転車保険加入義務化に関する周知・啓発

- 【対象】一般区民、来街者
- 【内容】自転車保険加入義務化に合わせた広報チラシ配布等
- 【実施】区、警察、自転車店等
- 【備考】区民の自転車保険加入率  
平成28年時点 約4割  
令和3年時点 約6割  
※区政モニターアンケート



#### 神宮外苑サイクリングロードでの乗り方教室

- 【対象】一般区民、来街者
- 【内容】祝休日に自動車通行禁止となる神宮外苑サイクリングロードを活用した乗り方教室
- 【実施】公財 日本サイクリング協会



#### 都の自転車活用推進重点地区の事業との連携

- 【対象】一般区民、来街者（今後の事業内容による）
- 【内容】令和3年の東京都自転車活用推進計画において新たに位置付けられた「自転車活用推進重点地区」での取組に関する事前調整を実施
- 【備考】具体的な事業展開に合わせて、都と連携して実施

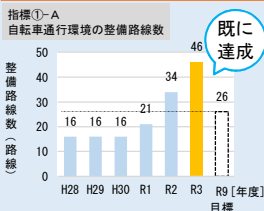


## 現行計画の評価指標の達成状況

18

### ①安全・安心で快適な自転車通行環境を実現します。

自転車通行環境の整備対象路線について10路線以上の整備を目指す

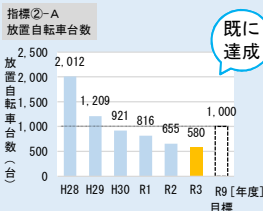


自転車関連事故死傷者数50%減を目指す

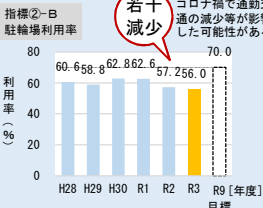


### ②適切に自転車を駐輪できる環境を実現します。

放置自転車台数50%の削減を目指す

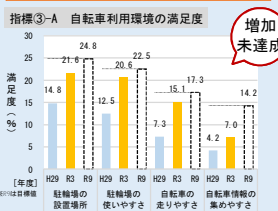


駐輪場利用率70%を目指す

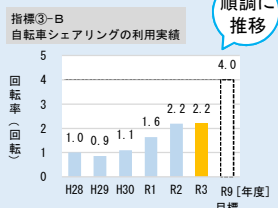


### ③自転車を便利に利用できる快適なまちを実現します。

取組を推進し、通行環境の満足度が平成29年の値から10%向上を目指す



回転率4.0回転/日（現行の4倍）を目指す



2-⑤ これまでの取組を踏まえた改定ポイント 19

<b>走る環</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自転車通行環境の整備は、計画的に整備を進めている。</li> <li>② 自転車関連死傷者数も減少傾向にあったが、R3年は増加</li> <li>③ 自転車シェアリング事業のサービス拡大 ……など</li> </ul>	計画の改定（中間見直し）
<b>止める輪</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自転車等駐車場の民間事業者を活用した整備運用の開始</li> <li>② 放置自転車対策業務の一括発注による効率化とサービス向上</li> <li>③ 附置義務駐輪場に関する制度の見直しの実施 ……など</li> </ul>	
<b>守る和</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 近年（コロナ禍）の自転車交通事故の増加への対応</li> <li>② コロナ禍による安全教育の活動の中止（教育機会の確保が課題）</li> <li>③ 多様化する自転車利用、新たなモビリティへの交通安全教育 ……など</li> </ul>	
<b>伝える話</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境、観光、健康、防災の観点での自転車活用の推進</li> <li>② 区内で開催される自転車活用の取組との連携・支援の充実</li> <li>③ 都庁周辺をモデルとした自転車活用推進事業の連携 ……など</li> </ul>	

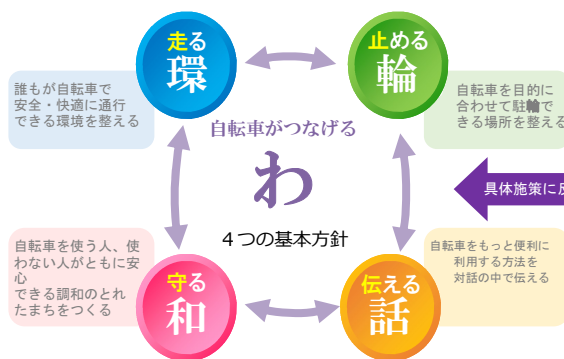
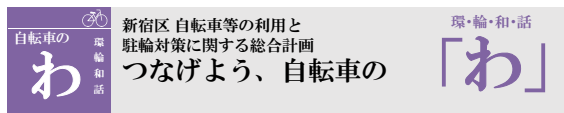
20

## 3. 改訂する計画（後期） の基本方針と方向性

### 3-① 計画（後期）の目標と基本方針

21

今回の改定では、計画（前期）の**計画目標、基本方針を引き継ぎ**、**新たな視点として【自転車活用の視点】【社会情勢の変化の視点】**を加え、個別施策について見直し、計画（後期）を改定します。



#### 改定視点

##### ①計画（前期）の進捗5年目

##### ■自転車活用推進計画の視点

##### ②自転車活用推進計画

都の計画も踏まえ、計画改定にあわせ、以下の4つの視点を組み込むことが期待される。

- 環境形成 ~環境面での自転車活用
- 健康増進 ~健康増進での自転車活用
- 観光振興 ~観光での自転車活用
- 防災活用 ~災害時等の自転車活用

##### ③社会情勢の変化

- コロナ禍を受けた行動変化や新たな自転車関連サービスなどへの対応
- コロナ禍の影響  
(自転車の使われ方の変化、観光需要の変化など)
- 新たなサービスへの対応  
(フードデリバリーの普及、シェアモビリティなど)

### 走る環

### 【走る】の具体施策の進捗を踏まえた見直し（案）

22

実施方針と枠組み	計画前期 (H30~R4)		計画後期 (R5~R9)	
	旧 個別施策		改定後の個別施策 (提案)	対応
走る A 自転車通行環境の整備	A-1 自転車ネットワークの整備に向けた計画の策定及び運用	●→→ x	—	完了
	A-2 自転車通行環境の整備	●→→	A-1 自転車通行環境の整備 (自転車ネットワーク計画に基づく整備の推進)	見直し
B 自転車シェアリングの拡充	B-1 関係機関と連携した広域相互利用	●→→	B-1 関係機関と連携した広域相互利用の促進	継続
	B-2 利用者の拡大と利便性の向上	●→→	B-2 利用者の拡大と利便性の向上	継続

#### 【国道の整備計画】

東京23区内における直轄国道の自転車通行空間の整備計画（令和3年2月）

- 国土交通省 東京国道事務所の管理路線延長約164kmのうち、直轄国道の放射軸路線(国道1・4・6・14・15・17・20・246・254・357号バイパス)を対象路線とする。
- このうち、自転車通行空間が整備済みの区間や自転車通行規制区間、道路の拡幅事業が進行中の区間などを除く延長約104kmで自転車通行空間を確保する。

#### 【都道の整備計画】

東京都自転車通行空間整備推進計画（令和3年5月）

- 2040年代までに自転車通行空間約1,800km（都道）の整備を目指し、新たに4つの整備方針を設定。
- 整備済みの約300kmに加えて、2030年度に向けて新たに約600km（累計約900km）の整備に取り組む。
  - ①既設道路に「優先整備区間」を選定し整備に取り組む
  - ②無電柱化事業や都市計画道路の整備に合わせ整備に取り組む

23

**止める** 【止める】の具体施策の進捗を踏まえた見直し（案）

実施方針と枠組み		前期		後期（自転車に関する総合計画）		対応
		旧個別施策		新個別施策（提案）		
止める	C 利用しやすい駐輪場の提供	C-1 誰でも利用できる駐輪場の整備	→	C-1 民間活力を活かした誰もが利用しやすい駐輪環境の整備		見直し
		C-2 駐輪ニーズを踏まえた駐輪場利用形態の見直し		C-2 駐輪ニーズを踏まえた駐輪場利用形態の見直し（民間事業者との連携）		見直し
	D 民間と連携した駐輪場の整備・運用	D-1 附置義務駐輪場の制度の見直し	→	D-1 附置義務駐輪場の制度の見直し		継続
		D-2 民間事業者を活用した駐輪場の拡大に向けた取組の推進	→	D-2 民間事業者を活用した駐輪場の拡大に向けた取組の推進		継続

24

**守る** 【守る】の具体施策の進捗を踏まえた見直し（案）

実施方針と枠組み		前期		後期（自転車に関する総合計画）		対応
		旧個別施策		新個別施策（提案）		
守る	E 自転車利用のルールやマナーの向上	E-1 「走る」「止める」に関するルールやマナーの周知を推進	→	E-1 自転車利用者が遵守すべきルール・マナーの周知の推進		見直し
		E-2 通行ルールが一目で分かるサインの導入	→	E-2 通行ルールが一目で分かるサインの導入		継続
		E-3 地域、警察等と連携した啓発・指導の強化	→	E-3 地域、警察等と連携した啓発・指導の強化		継続
		E-4 放置自転車の撤去、保管及び返還の仕組みの見直し	→	E-4 民間活力を活かした放置自転車の撤去、保管及び返還の業務の効率化		見直し
	F 自転車利用に関する学びの場の拡充	F-1 幼児、児童、制度、学生等に向けた交通安全教育の充実	→	F-1 幼児、児童、制度、学生等に向けた交通安全教育の充実		継続
		F-2 企業主体の自発的交通安全教育への支援	→	F-2 企業主体の自発的交通安全教育への支援		継続
		F-3 子育て世帯及び高齢世代に対する交通安全教育の充実	→	F-3 子育て世帯及び高齢世代に対する交通安全教育の充実		継続
		F-4 地域イベントを活用した交通安全教育の拡充	→	F-4 地域イベントを活用した交通安全教育の拡充		継続

25

**伝える話** 【伝える】の具体施策の進捗を踏まえた見直し（案）

実施方針と枠組み	前期		後期（自転車に関する総合計画）		対応
	旧個別施策		新個別施策（提案）		
G 自転車の利用を促進する情報提供の充実	G-1 自転車の利用を促進する情報提供の充実	→	G-1 環境、健康、観光、防災など多様な自転車活用に関する情報提供	見直し	
	—	→	G-2 多様な自転車活用を支援するための関係機関との連携強化	新規	
	G-2 外国人向けの情報提供の充実	→	G-3 国内外の来訪者に向けた情報提供の充実	見直し	
	G-3 シェアサイクルの利用促進・利便向上に向けた情報提供の充実	→	G-4 シェアサイクルの利用促進に向けた情報提供の充実	継続	
H 安全・安心で快適な自転車利用に向けた情報提供の充実	H-1 自転車通行環境、駐輪場の分かりやすい情報提供の推進	→	H-1 自転車通行環境、駐輪場の分かりやすい情報提供の推進	継続	
	H-2 安全・安心に自転車を利用するための情報提供の充実	→	H-2 安全・安心に自転車を利用するための情報提供の充実	継続	
	H-3 自転車保険への加入促進に向けた周知・啓発	→	H-3 自転車保険への加入促進に向けた周知・啓発	継続	

26

**各「わ」における新たな施策の検討**

【新たな施策の検討】

- 改定の視点【現行計画の進捗】【国・都の計画改定】【社会情勢の変化】を中心に、現行計画からの変更点を捉えるとともに、今後実施するアンケート調査や交通量データの分析等から、新規の施策を検討します。

**改定視点**

【計画(前期)の進捗5年目】

- 自転車ネットワーク計画の策定（自転車通行空間整備の推進）
- 民間事業を活用した駐輪場整備…など

【国・都の計画改定】

- 国の自転車活用推進計画改定（R3.5）
- 都の自転車活用推進計画改定（R3.5）

【社会情勢の変化】

- コロナ禍による社会情勢の変化
- 自転車利用の多様化
- 電動キックボード等の新たなモビリティ…など

+

アンケート調査、交通量データ等のデータ分析

↓

各「わ」における新規の施策を検討

※新規の施策については、2回目以降で本格的に協議を頂ければと考えています。

## (参考) 本日協議いただきたい事項

27

### ① 改定（中間見直し）の考え方について

- ▶ 改定の視点【現行計画の進捗】【国・都の計画改定】【社会情勢の変化】は適切か。改定にあたり留意すべき点がほかにあるか。

### ② 現行計画の取組状況に対する評価について

- ▶ 現行計画の取組みの状況についてのご意見、ご質問
- ▶ 目標未達成の事業を含め、次の計画に向けて推進すべき取組はあるか。 …など

### ③ 改定する計画（後期）の基本方針と方向性について

- ▶ 改定する計画（後期）の基本方針について  
計画（前期）の基本方針に自転車活用の視点を強化、社会情勢の変化を加えていく形で良いか。
- ▶ 具体施策の見直しについてのご意見、ご質問
- ▶ 各「わ」の新規の施策の検討について  
事務局の考え方のほかに付け加えるべき視点はありますか？  
※取組の見直しや新規の取組については、今後のアンケート調査等も踏まえ、第2回協議会で具体的に検討、協議いただきます。

## (参考) 区民・来街者向けアンケート調査について

資料3

- コロナ禍を受けた自転車利用の変化や、区の取組に対する評価、今後の計画の評価指標等に活用するデータ等を取得するため、WEBアンケート調査の実施を予定しています。
- アンケート調査は、自転車利用者、未利用者（過去1年での利用状況から）の別に実施し、自転車利用者については、区外からの来街者にも調査を行います。

	自転車利用者※1	自転車未利用者※1
サンプル数	区民（利用者） 400サンプル※2 来街者（利用者） 400サンプル	区民（未利用者） 400サンプル
調査方法	WEBアンケート調査	WEBアンケート調査
主な設問項目	①自転車の利用状況 ※区外への利用含む （利用頻度、利用目的、車種、シェアサイクル等） ②コロナ禍での自転車利用の変化 ③自転車の交通ルールの認知度・遵守度 （車道通行、歩道通行時のルール等） ④自転車保険について ⑤自転車の利用環境の評価 （例：5年前と比べて車道通行しやすくなったか等） ⑥駐輪場の利用満足度に関する調査 （例：便利になった、目的地に駐輪場が無い等） ⑦今後の自転車利用の意向 （例：健康づくりに使いたい、自転車通勤したい等） ⑧個人属性	①自転車を利用しない理由 （過去の利用歴、利用しなくなった理由等） ②家庭での自転車の保有状況と利用可否 （所有台数、緊急時に利用できるか等） ③自転車からのヒヤリ・ハット経験 （ヒヤリハットの場所、状況、被害等） ④歩行者から見た自転車利用者の問題 ⑤自動車から見た自転車利用者の問題 ⑥今後の自転車利用の意向 （例：健康づくりに使いたい、自転車通勤したい等） ⑦個人属性

※1 利用・未利用は、過去1年間に区内で自転車を利用したかどうかで判定

※2 統計的に安定するサンプル数（母集団10万人以上、許容誤差±5%、信頼度95%）

## 今後のスケジュール（案）

資料 4

	令和4年度												令和5年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
新宿区自転車等駐輪対策協議会	4月初旬 協議会開催手続き等		6月下旬 第1回協議会 ・基本方針・計画の課題、既存計画の評価		8月下旬 第2回協議会 ・施策の検討・計画骨子（案）の議論		10月上旬 第3回協議会 ・計画書（素案）の議論					2月上旬 第4回協議会 ・パブリックコメント結果・計画書（案）の議論		
事務局・区民意見募集反映			検討会の資料作成	修正 検討会の資料作成	検討会の資料作成	修正 検討会の資料作成	修正	パブリックコメント実施 11月中旬～（1か月）	パブリックコメント修正	検討会の資料作成		計画改訂版の策定	自転車総合計画改訂版の実施	
			アンケート調査データ分析等											